

くらしのフレッシュ便



広島県生活センター

相談ファイル

～新聞の購読契約をめぐるトラブル～



＜相談内容＞

3ヶ月前に新聞の勧誘員が訪問してきて、「2万円分の商品券をあげるから、5年間新聞をとってほしい」としつこく勧誘されたため、断りきれず契約した。このたび引越しをすることになったので、購読の中止を申し出たら応じてくれず、転居先でも購読するか契約時に渡した商品券代と解約料を払えと言われた。（50歳代 男性）

＜アドバイス＞

訪問販売で新聞を契約した場合には、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができますが、その期間を過ぎると、消費者の都合で一方的に解約することはできませんので、販売店と自主交渉することになります。

ただし、景品表示法と新聞公正競争規約(新聞業界の自主ルール)によって、新聞購読契約については「契約時に提供できる景品の上限は6ヶ月分の購読料の8%まで」と定められており、それ以上の高額な景品をつけることはもちろん、購読料の値引き(何ヶ月分かの購読料を無料にするなど)も禁止されています。違法な勧誘を行った契約は無効になりますので、販売店が解約の交渉に応じてくれなければ、新聞公正取引協議会(広島県支部 TEL082-249-2600)に相談してもいいでしょう。

いずれにしても、消費者も契約するときには景品に惑わされることなく、冷静に判断したいものです。



情報ファイル

～保証人・連帯保証人になる前に～

人や金融機関からお金を借りる時、貸付金の回収を確実なものにするために、(連帯)保証人を付けるよう求められることがあります。

お金を借りた債務者本人が借金を返さなかったり、自己破産の申立てをしたような場合には、保証人や連帯保証人が債務者本人に代わって借金を支払うこととなりますが、保証人と連帯保証人には、次のような違いがあります。

- 保証人…借金の支払いを請求してきた債権者に対し、まず債務者本人に請求したり、債務者本人の財産に対し強制執行をするように要求する権利があります。
- 連帯保証人…自分が債務者本人と同じ責任を負うことになるので、債権者に支払いを請求されたら応じなくてははいけません。

親しい友人などから「絶対に迷惑をかけないから」と頼まれると断りにくいものですが、そのような場合でも、次のことに注意し、よく考えたうえで保証人や連帯保証人になるかどうかを決めることが大切です。

- ① 借主に返済能力があるか、人柄は信頼できるか。
- ② 保証の条件はどうなっているか。
- ③ 万一の場合、借金を自分の資力で支払えるか。



消費生活相談状況(6月) ※8月27日現在確定分

県内の相談窓口で6月中に受け付けた消費生活相談は、1,701件ありました。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

5位の「商品一般」には、商品が特定できない、身に覚えのない請求や不当な請求を受けたという相談が含まれています。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	599
2	融資サービス	296
3	教室・講座	72
4	書籍・印刷物	42
5	商品一般	41

～お知らせ～

パネルコーナー9月展示

「気を付けよう！あなたを狙う悪質商法」

自分は大丈夫と思いませんか？悪質商法はあの手この手であなたを狙っています。だまされないようにするためには、悪質商法についての知識を持ち、うまい話はまず疑ってかかることが大切です。

スマートライフ講座

「シックハウスと住宅のリフォーム」

日時 平成15年9月11日(木) 13:30～15:00

会場 広島県生活センター研修室(県庁農林庁舎1階)

講師 NPO日本健康住宅協会委員長 藤田清臣氏

定員 30名

参加費 無料

申込み 電話でお申し込みください。(TEL082-513-2731)

消費者啓発講座

日時	場所	テーマ	講師
9月3日(金) 13:30～15:00	神石町 じんせきの里	だまされないで悪質商法	消費生活アドバイザー 城戸守固
9月6日(土) 10:45～12:15	府中町 老人福祉センター	だまされないで悪質商法	消費生活専門相談員 向井畑啓子
9月12日(金) 11:30～12:00	宮島町 観光会館	だまされないで悪質商法	生活センター職員
9月24日(水) 13:30～15:00	神辺町 中条公民館	悪質な訪問販売にご用心！	消費生活コンサルタント 岡本由美 生活センター職員
9月26日(金) 10:00～11:30	戸河内町 町民センター	だまされないで悪質商法	消費生活アドバイザー 天道茂代
9月26日(金) 13:30～15:00	東広島市 三永公民館	ヤミ金融～その実態と対策～	広島弁護士会弁護士 長井貴義

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階

消費啓発グループ TEL 082-513-2731